

日外協・米国法務講演会 抄録(2018年5月15日開催)

米国での訴訟裁判・仲裁裁定でどう勝つか

——訴訟、調停、仲裁、裁判への理解と勝訴戦略



北川 & イベート法律事務所 弁護士
北川 リサ 美智子氏

日本企業には、訴訟対策の様々な選択肢を踏まえた法的リスクマネジメント戦略が求められる。

米国の陪審員制度は民事訴訟でも

米国の訴訟システムは日本とは大きく異なる。例えば米国の弁護士とクライアントのコミュニケーションは、日本と違い秘匿特権により守られる。また、陪審員制度は日本では刑事訴訟だけだが、米国では民事でも行われる。何より、米国での訴訟は、公判前の証拠開示の費用や手数料、原告側の弁護士に対する報酬金等もあって、弁護をするためにはとてつもなく高額になることが多い。加えて、連邦法と50州ごとの州法がある。民事訴訟などは州によって異なり、中には人種構成などを反映した法律も少なくない。一方、裁判の代わりに仲裁という方法もあるが、一度決まってしまうと上訴できないリスクがある。

増えつつある仲裁による訴訟

米国での訴訟タイムライン (Litigation Timeline) は、訴答 (Pleadings) → 証拠開示 (Discovery) → 申請 (Motions) → 法廷裁判/陪審員裁判 (Court Trial / Jury Trial) となっている、18カ月の月日を

図 訴訟タイムライン



(出所) 講演資料から抜粋

要する。上訴してから裁判判決が下されるまでには何年も要する場合もある(図)。

1. 訴答

訴答はそれぞれの当事者からの言い分が記載された最初の書面である。呼出状 (Summons)、原告側からの苦情、被告に対する訴えの法的根拠が示された訴状 (Complaint) などだが、フォーマットはきわめてシンプルになることもあれば、また、様々なクレームを同時に組み入れることも可能。

被告は訴状に対する返答 (Response) で訴状の内容を否認、または事実の間違いを主張できる。事実が本当であったとしても、訴訟として法的根拠がないと書面で抗弁する妨訴抗弁 (Demurrer)、無効申立て (Motion to Quash)、却下申立て (Motion to Dismiss)、反訴 (Cross-complaint / Counterclaim) を行うこともできる。

2. 証拠開示

当事者がお互いに、または第三者に証言や証拠の開示を要求して重要な情報を収集する。証拠開示は質問書 (Interrogatories)、書類提出リクエスト (Request for Document Production)、自認のリクエスト (Request for Admission)、証言録取 (Depositions) などを通して行われる。様々な書類を求められ、相当な時間と手間と高額費用を要する。回収のケースでは、仮差し押さえ (Prejudgment Attachments) の簡易手続きを取っておいた方がよい。カリフォルニア州は債権者に

有益な仕組みであるため、カリフォルニアでは特に容易な手段となる。

証言録取には VTR が用いられる。外国系企業は通訳の同席が許される。証言録取の際に腕を組むことはお勧めしない。ボディランゲージで何か隠していることを意味し、信用できない人物との印象を与えてしまう。録画された証言は証言録取写本インデックス (Deposition Transcript Index) になり、何回キーワードが発せられたかで、証言の信ぴょう性を判断する材料に使われる。

資格や経験をもった専門家の証人 (Expert Witness) も大事だ。ただし、証人にはコミュニケーション力も重要で、いくら社会的地位の高い人物であっても、態度がごう慢であったりすれば、それだけでかえって関係者の心証を害することになりかねない。

3. 申請

争点の審判申請 (Motions for Summary Adjudication of Issues)、略式判決の申請 (Motions for Summary Judgment)、証拠に関する申請 (Motions regarding Evidence) などを行う。

申請の時点で和解 (Settlement) にもち込めば、メディアを通じ裁判が世間に知れてスキャンダルになるといったリスクを減らすことができる。

4. 法廷裁判/陪審員裁判

裁判には裁判官により判定される法廷裁判と、陪審員により判定される陪審員裁判がある。

裁判で勝ったとしても、上訴に何年も費やさなくてはならない場合もある。また、最近増えているのは裁判外紛争解決 (ADR: Alternative Dispute Resolution) という効率が良く決定的な仲裁による裁定 (Arbitration)。有効に使えば、訴訟の最速形態としてクレームを解決することが可能になり、時間、法務手数料、費用の削減につながる。調停によってお互い歩み寄ることで、訴訟に付きまとう予測できない費用やお互いの悪感情を除去することもできる。また、仲裁裁定は裁判判決と同じ効果を持ち、最終的なものとなる。

仲裁裁定では、仲裁は第三者機関に委ねられる。米国には私的機関であるトリプル A (American

Arbitration Association: 米国仲裁協会) があるが、高額なこともあり最近ではその他の類似する競合機関で仲裁を行うところも増えてきた。

仲裁のプロセスは、プレ審問協議 (Pre-trial Discussion) → 証拠開示 → 仲裁審問 (Arbitration Trial) → 判決 (Award) の順。プレ審問協議では、証拠開示や審問のスケジュールを制定する。直接または電話でやりとりを行ってもよい。

次に証拠開示。書面質問書、書類検閲の要求書、自認の要請書、証言録取を提出する。そして、最後に仲裁者が判決を交付する。事実認定と法律の結論に裏付けられた書面によるもので、裁判所の承認を経て裁定となるが、無効にすることも可能である。

仲裁裁定には、相対的なコストを下げる、訴訟にかかる時間を少なくできるメリットがある一方で、上訴権利が著しく狭まることや差し押さえのような手段が取れなくなるなどのデメリットがある。

法的リスクマネジメント戦略を

米国では、95%の民事ケースは実際の裁判や仲裁にもち込まれる前に解決する。ごくわずかな弁護士だけが本当の裁判や仲裁を経験している。

訴訟対策に様々な選択肢がある中で、日本企業には法的なリスクマネジメント戦略として、英語を母国語とする雇用法・訴訟の経験が豊富な弁護士に随時ガイダンスを仰ぐことをお勧めする。■

北川 & イベート法律事務所 URL
<http://www.japanuslaw.com/jp/index.html>



(きたがわ・りさ・みちこ)

カリフォルニア州、テキサス州、ジョージア州、ニューヨーク州、弁護士。1979年に南カリフォルニア大学商学部卒、その後ロヨラ大学法学博士(82年)、京都大学法学修士(86年、アメリカ人弁護士として3番目)。また、東京大学にて研修。大手国際法律事務所勤務後、93年に北川&イベート法律事務所を開設して現在に至る。経験専門技術、道徳性においては全米 AV Preeminent Martindale Hubbell Rated トップ5%、米国弁護士協会会員に加え米国連邦最高裁判所認定弁護士。